



2025年2月27日

各 位

会 社 名 日 本 郵 政 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 兼 代 表 執 行 役 社 長 増 田 寛 也
(コード番号：6178 東証プライム)
問 合 せ 先 経 営 企 画 部 I R 室
(TEL. 03-3477-0206)

連結子会社の普通株式の一部売却に関するお知らせ

当社は、連結子会社である株式会社ゆうちょ銀行（コード番号：7182 東証プライム）の普通株式の一部につき、引受人の買取引受けによる株式売出し（以下「本売出し」という。）の方法により売却することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。また、今後、株式会社ゆうちょ銀行が本決議（下記「1. 本売出しの概要」に定義する。）に基づき本自己株式取得（下記「1. 本売出しの概要」に定義する。）を決定した場合、当社は ToSTNeT-3 による買付けによる自己株式の取得に応じて、当社が保有する株式会社ゆうちょ銀行普通株式の一部を売却する予定です。

なお、本売出しの詳細については、株式会社ゆうちょ銀行が本日付で公表している「株式売出しに関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 本売出しの概要

- (1) 売 出 株 式 の 株式会社ゆうちょ銀行 普通株式 361,795,800 株
種 類 及 び 数
- (2) 売 出 価 格 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2025年3月10日(月)から2025年3月12日(水)までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における株式会社ゆうちょ銀行普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90~1.00を乗じた価格(0.5円単位として0.5円未満の額を切捨てる)を仮条件として、需要状況等を勘案した上

注意事項：

この文章は、株式会社ゆうちょ銀行の普通株式の一部売却について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず株式会社ゆうちょ銀行が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文章は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当該証券の発行会社又は売出人より入手することができます。同文書には発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに発行会社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

で、売出価格等決定日に決定される。)

(3) 売 出 方 法 引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外売出し（オーバーアロットメントによる売出し（以下に定義する。）と併せて、以下「グローバル・オフアリング」と総称する。)

(4) 受 渡 期 日 2025年3月17日(月)から2025年3月19日(水)までの間のいずれかの日。ただし、売出価格等決定日の5営業日後の日とする。

引受人の買取引受けによる国内売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、54,269,300株を上限として大和証券株式会社が当社より借受ける株式会社ゆうちょ銀行普通株式の日本国内における売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）が行われる場合があります。かかる場合、当社は大和証券株式会社に対し、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、追加的に株式会社ゆうちょ銀行普通株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を付与します。グリーンシューオプションが行使された場合、当社は大和証券株式会社に対し、当該行使株式数に係る当社が保有する株式会社ゆうちょ銀行普通株式の売却を行います。

また、株式会社ゆうちょ銀行は、2025年2月27日（木）開催の同社取締役会において、株式会社東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付けにより、取得株式の総数20,000,000株、取得価額の総額200億円をそれぞれ上限とし、2025年3月3日（月）から2025年3月7日（金）までの期間を取得期間として行われる予定である、自己株式（株式会社ゆうちょ銀行普通株式）の取得（以下「ToSTNeT-3による自己株式の取得」という。）に関する事項及び取得株式の総数40,000,000株、取得価額の総額400億円をそれぞれ上限とし、受渡期の翌営業日から2025年5月14日（水）まで（但し、2025年3月25日（火）から2025年3月31日（月）については、取得は行われない。）の期間を取得期間として行われる予定である自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付（以下「市場買付による自己株式取得」といい、ToSTNeT-3による自己株式の取得と併せて「本自己株式取得」と総称する。）に関する事項を決議（以下「本決議」という。）しています。

今後、株式会社ゆうちょ銀行が本決議に基づき本自己株式取得を決定した場合、当社はToSTNeT-3による自己株式の取得に応じて、当社が保有する株式会社ゆうちょ銀行普通株式の一部を売却する予定です。

当該売却の結果によっては、グローバル・オフアリングに係る売出株式数が減少することとなります。株式会社ゆうちょ銀行に対する議決権の保有割合が50%を下回る場合には、あらかじめ銀行法第52条の9第1項に基づく銀行主要株主の認可が必要となることを考慮し、本売出しの株式数は、ToSTNeT-3による自己株式の取得への売却結果に応じて、株式会社ゆうちょ銀行に対する議決権の保有割合が50%を下回らない株式数とします。

なお、当社は、株式会社ゆうちょ銀行が実施する市場買付による自己株式の取得期間中には、株式会社ゆうちょ銀行普通株式の市場売却を行わない予定です。上記認可の取得後当該市場買付けによる自己株式取得完了後の当社の株式会社ゆうちょ銀行普通株式の議決権の保有割合に応じて、その議決権の保有割合を50%を下回る水準とする目的で当社が保有する株式会社ゆうち

注意事項：

この文章は、株式会社ゆうちょ銀行の普通株式の一部売却について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず株式会社ゆうちょ銀行が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文章は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当該証券の発行会社又は売出人より入手することができます。同文書には発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに発行会社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。

よ銀行普通株式に係る株式処分信託（以下「本信託」という。）を設定し、当社による本信託に対する株式会社ゆうちょ銀行普通株式の拠出を行う予定です。また、本信託の信託契約において、ロックアップ期間（下記「4. ロックアップについて」に定義する。）中の株式会社ゆうちょ銀行普通株式の市場売却は行われたい旨が合意される予定ですが、処分株式の議決権の行使は受託者が行うものとし、これにより当社は当該処分株式につき、議決権を有しないこととなります。従って、当社による本信託に対する株式会社ゆうちょ銀行普通株式の拠出により、当社の株式会社ゆうちょ銀行に対する議決権の保有割合は50%を下回ることとなります。

2. 本売出しの目的

郵政民営化法は、当社が保有する株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険（以下「金融2社」と総称する。）の株式については、その全部を処分することを目指し、金融2社の経営状況、ユニバーサルサービス確保の責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分することとしております。

また、当社は、2014年12月に公表した「日本郵政グループ3社の株式上場について」において、金融2社の経営自由度の拡大、グループの一体性や総合力の発揮等も視野に入れ、まずは保有割合がそれぞれ50%程度となるまで、段階的に売却していく方針としてきました。

この趣旨に沿って、当社は、2024年5月に公表した日本郵政グループ中期経営計画「JPビジョン2025+（プラス）」において、2025年度までに金融2社の保有割合を50%以下とすることを目指すこととしております。

この度、上記方針を踏まえ、株式会社ゆうちょ銀行の株価、当社の資金需要、当社の連結業績への影響等を勘案した上で、本売出しの実施を決定いたしました。

なお、株式会社ゆうちょ銀行普通株式の売却によって当社が得る資金については、物流分野等への成長投資に充当するとともに、株主還元強化及び資本効率の向上策にも活用することで、当社の企業価値の向上を図る方針です。

3. 今後の見通し

本売出し、当社が保有する株式会社ゆうちょ銀行普通株式の一部のToSTNeT-3による自己株式の取得に応じた売却（株式会社ゆうちょ銀行が本決議に基づきToSTNeT-3による自己株式の取得を決定した場合。以下同じ。）及び当社による本信託に対する株式会社ゆうちょ銀行普通株式の拠出により、株式会社ゆうちょ銀行に対する議決権の保有割合は49.90%程度（売却前61.5%）まで低下する見込みです。議決権の保有割合は50%を下回りますが、実質支配力基準により、株式会社ゆうちょ銀行が当社の連結子会社であることに変更はない予定です。また、当社にとって同社が銀行業を担う重要な会社であるという位置づけにも変更はありません。

当社による本信託に対する株式会社ゆうちょ銀行普通株式の拠出により、当社の株式会社ゆうちょ銀行に対する議決権の保有割合が49.90%程度となった場合、当社は、郵政民営化法第62条第2項の規定に基づき、ゆうちょ銀行株式の2分の1以上を処分した旨を総務大臣に届け出る予定であり、当社が総務大臣に届け出た日以後は、郵政民営化法第110条の2に基づき、株式会社ゆうちょ銀行は、郵政民営化法第110条に係る認可は要しないこととなります。その代わり、株式会社ゆうちょ銀行が新規業務など郵政民営化法第110条に係る認可の対象であった一定の業務

注意事項：

この文章は、株式会社ゆうちょ銀行の普通株式の一部売却について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず株式会社ゆうちょ銀行が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文章は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当該証券の発行会社又は売出人より入手することができます。同文書には発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに発行会社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。

を行おうとする場合、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣への届出を行うことを要することとなる予定です。併せて、株式会社ゆうちょ銀行に対する議決権の保有割合が50%を下回ることにより、当社は、銀行法に定める銀行を子会社とする持株会社（銀行持株会社）に該当しないこととなる予定です。

なお、本売出し、当社が保有する株式会社ゆうちょ銀行普通株式の一部のToSTNeT-3による自己株式の取得に応じた売却及び当社による本信託に対する株式会社ゆうちょ銀行普通株式の抛出の結果、売出価格及び売却価額によっては、当社の個別決算において関係会社株式売却損益（特別損益）を計上する場合があります。なお、当該関係会社株式売却損益は、連結決算上では消去されるため、当社の連結業績に与える影響はありません。

4. ロックアップについて

グローバル・オフリングに関連して、当社は、大和証券株式会社、野村證券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社及びJPモルガン証券株式会社（以下「ジョイント・グローバル・コーディネーター」と総称する。）に対し、売出価格等決定日からグローバル・オフリングに係る受渡期日（当日を含む。）後180日目の日（当日を含む。）までの期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、株式会社ゆうちょ銀行普通株式等の譲渡又は処分等（ただし、引受人の買取引受けによる国内売出し、海外売出し、オーバーアロットメントによる売出しのための株式会社ゆうちょ銀行普通株式の貸付け、グリーンシューオプションが行使されたことに基づく株式会社ゆうちょ銀行普通株式の売却、株式会社ゆうちょ銀行による自己株式の取得に応じた株式会社ゆうちょ銀行普通株式の売却又は譲渡並びに本信託の設定及び当社による本信託に対する株式会社ゆうちょ銀行普通株式の抛出等を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、当社による本信託に対する株式会社ゆうちょ銀行普通株式の抛出が行われた場合であっても、本信託の信託契約上、ロックアップ期間中の本信託による株式会社ゆうちょ銀行普通株式の市場売却は行われない旨が合意される予定です。

以 上

注意事項：

この文章は、株式会社ゆうちょ銀行の普通株式の一部売却について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず株式会社ゆうちょ銀行が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文章は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当該証券の発行会社又は売出人より入手することができます。同文書には発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに発行会社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。